

那塩高第 5 4 1 号
令和 5 (2023) 年 1 0 月 1 6 日

市内介護サービス事業所 管理者 様

那須塩原市保健福祉部高齢福祉課長

生活相談員の資格要件について(通知)

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。また、本市の高齢福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、地域密着型通所介護事業所等における生活相談員の資格要件は、法令・通知等にて「社会福祉法第 1 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」とされているところですが、介護現場における人手不足解消、並びに栃木県及び他市町の運用との公平性の観点から、本市における「同等以上の能力を有すると認められる者」として、下記のとおり介護支援専門員及び介護福祉士を追加しますので、お知らせします。

記

1 生活相談員の資格要件

- (1) 社会福祉法第 1 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者（従前どおり）
 - ① 大学又は専門学校で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
 - ② 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
 - ③ 社会福祉士
 - ④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
 - ⑤ 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの
【社会福祉法施行規則第 1 条の 2 で以下のとおり規定】
 - ⑥ 精神保健福祉士
 - ⑦ 大学において法第 1 9 条第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者
- (2) 「これと同等以上の能力を有すると認められる者」(今回追加)
 - ① 介護支援専門員（実務経験は問わない）
 - ② 介護福祉士（実務経験は問わない）

2 対象サービス

地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、第1号通所介護事業所(通所型サービスAを除く)

3 適用日

令和5(2023)年10月1日から

那須塩原市保健福祉部高齢福祉課 介護管理係
〒325-8501 那須塩原市共墾社 108-2
TEL : 0287-62-7191 / FAX : 0287-63-8911
URL : <http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>
E-mail : koureifukushi@city.nasushiobara.tochigi.jp